

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	東松山市 こども医療費支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東松山市は、こども医療費支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を別途締結することで、万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県東松山市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	東松山市 子ども医療費支給に関する事務
②事務の概要	<p>子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもを養育している保護者に対し、子どもに対する医療費の一部を支給する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①子ども医療費受給資格登録申請書の受理、審査又は請求に対する応答に関する事務 ②東松山市子ども医療費支給に関する条例第7条に基づく届出、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ③子ども医療費支給申請書の受理、審査又は又は請求に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	子ども医療システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療システムファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第2項 東松山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、別表第1の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	(情報照会及び提供の根拠) 番号法第19条第9号 東松山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び別表第1の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東松山市 総務課 〒355-8601 住所：埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話：0493-23-2221 FAX：0493-24-6123 e-mail：somuka@city.higashimatsuyama.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東松山市 子育て支援課 〒355-8601 住所：埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話：0493-23-2221 FAX：0493-23-2239 e-mail：HMY054@city.higashimatsuyama.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>[1万人以上10万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月29日	I、5、②所属長	黒田 健	松崎 一祐	事後	人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更該当しない。
平成28年4月15日	I、3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第2項 条例制定予定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第2項 東松山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、別表第1の2	事後	条例が制定されたため、重要な変更該当しない。
平成28年4月15日	I、4、②法令上の根拠	(情報照会及び提供の根拠) 番号法第19条第14号 条例制定予定及び後日公布される委員会規則	(情報照会及び提供の根拠) 番号法第19条第14号 東松山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、別表第1の2及び後日公布される委員会規則	事後	条例が制定されたため、重要な変更該当しない。
平成28年4月15日	I、5、①部署	教育部 子育て支援課	子ども未来部 子育て支援課	事後	機構改革に伴う部名の変更であるため、重要な変更該当しない。
平成29年4月5日	I、4、②法令上の根拠	(情報照会及び提供の根拠) 番号法第19条第14号 東松山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、別表第1の2及び後日公布される委員会規則	(情報照会及び提供の根拠) 番号法第19条第8号 東松山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び別表第1の2	事後	番号法が改正されたため、重要な変更該当しない。
平成29年4月5日	I、5、②所属長	松崎 一祐	橋本 光能	事後	人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更該当しない。
平成31年4月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	子育て支援課長 橋本 光能	課長	事後	記載事項修正
平成31年4月19日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月3日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年4月19日	IIしきい値判断項目 1. 取扱い人数	平成27年2月3日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年4月19日	IV リスク対策		新様式への変更(IVリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和1年10月31日	重大事故	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に係る委託業務において再委託についての法令違反が発覚したため。
令和1年10月31日	しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に係る委託業務において再委託についての法令違反が発覚したため。
令和1年10月31日	提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報に係る委託業務において再委託についての法令違反が発覚したため。
令和2年6月17日	I 関連情報1②事務の概要	満15歳未満	満18歳未満	事後	対象年齢が変更になったため。
令和2年6月17日	IIしきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	過去一年間において事故の発生がないため。
令和3年6月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	子ども未来部	子ども家庭部	事後	記載事項修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	番号法の改正に伴う修正